

◎新潟県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

見附市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 長岡都市計画下水道事業

(2) 名称 見附市第2公共下水道

3 事業施行期間

昭和54年4月6日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和54年新潟県告示第877号、昭和55年新潟県告示第2834号、昭和63年新潟県告示第963号、平成5年新潟県告示第776号、平成10年新潟県告示第744号、平成15年新潟県告示第1584号、平成21年新潟県告示第609号、平成26年新潟県告示第1180号及び平成30年新潟県告示第499号の事業地のうち見附市坂井町1丁目地内、葛巻2丁目並びに月見台1丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

見附市坂井町1丁目を加え、見附市芝野町から今町5丁目までの区間内、今町5丁目から今町4丁目までの区間内、今町7丁目から葛巻2丁目までの区間内、本所2丁目から本所1丁目までの区間内、坂井町1丁目から今町5丁目までの区間内並びに柳橋町から市野坪町までの区間を削る。